燃えるごみ

分別の目安

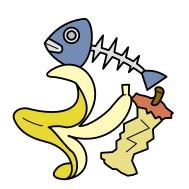
生ごみ、天ぷら油等台所ごみ、衣類等の布類、紙類、剪定枝や枯葉等、紙おむつなど可燃性の品物は「燃えるごみ専用袋」で出してください。

対象品目一例



■生ごみ

水切りをしてください。



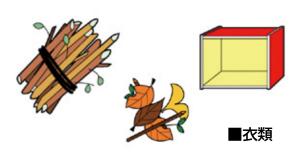
■天ぷら油や液体類

古布や古紙などに染み 込ませてください。



■落ち葉・枝葉、植木の剪定ごみ

直径 10cm 以内、木製品(金具を取り 外してください。)







■洗剤の容器(紙製)や飲料パックなど紙類

■紙おむつ

中の汚物は取り除き、 トイレで処理して ください。



ファスナーやボタンを できるだけ取り外して ください。



■布団・毛布・敷物類

袋に入る大きさにしてください。 敷物類は布製品に限ります。



注意点

◇新聞(広告)、雑誌、雑紙、段ボールについては、リサイクルにご協力ください。